

平成30年第7回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年7月27日午後1時30分、下記の件の議定のため平成30年第7回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について

1、出席委員 (23名)

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | み三浦正勝、 | 2番 | だい大黒昭夫、 | 3番 | あ阿部一信、 |
| 5番 | いわ岩淵敬一、 | 6番 | さ佐竹きみ子、 | 7番 | か狩野善典、 |
| 8番 | おお大場裕之、 | 9番 | そ曾根金雄、 | 10番 | せん千葉優子、 |
| 11番 | すず鈴木春江、 | 12番 | お尾形陽一郎、 | 13番 | おい及川正一、 |
| 14番 | た多田仁一、 | 15番 | ささ木吉司、 | 16番 | すが菅原英俊、 |
| 17番 | いわ岩淵弘、 | 18番 | ささ木弘、 | 19番 | さ佐藤勝、 |
| 20番 | かり狩野和義、 | 21番 | あき秋山憲義、 | 22番 | よね米山嘉彦、 |
| 23番 | くろ黒澤光啓、 | 24番 | すず鈴木康則、 | | |

2、欠席委員 (1名)

- 4番 よし吉田優俊、

3、議事に参与した者

事務局長	小野寺 昭 仁
事務局長補佐	阿 部 泰 憲
主幹兼農地農政係長	小野寺 崇
農地農政係 主査	菅 原 賢 一
農地農政係 主査	千 葉 美 香

(午後1時30分 開会)

議 長 ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

議 長 ただ今から、平成30年第7回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は23名であります。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。議席番号4番 吉田 優俊 委員から、所用のため欠席の通告があります。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員、議席番号7番 狩野 善典 委員の両名を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議 長 日程第3、事務報告をします。事務局長から報告いたします。

事務局長 6月28日から7月27日までの事務・事業結果並びに7月28日から9月4日までの事務・事業予定について、説明報告。

議 長 これで、日程第3、事務報告を終わります。

議 長 日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告します。
第1区の番号、1番から4番までの4案件について、事務局から報告いたします。

事務局 番号1番は、一迫地区の田1筆、面積501㎡の内430㎡を、
番号2番は、一迫地区の田1筆、面積440㎡の内324㎡を、
いずれも、市道改良工事の残土を利用し、排水不良を改善するための盛土を行い、完了後は転作田として自家消費用の野菜を作付けする旨を、
番号3番は、一迫地区の畑1筆、面積1,855㎡を、
番号4番は、一迫地区の畑1筆、面積1,022㎡を、
いずれも、番号1・2同様に、市道改良工事の残土を利用し、排水不良を改善するための盛土を行い、完了後は隣接農地と一体利用として、牧草を作付けする旨を、
以上、4案件を説明報告。

議 長 次に、去る7月20日、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員、農地利用最適化推進委員の 小原 公康 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

推進委員 報告第1号については、去る7月20日、佐竹 きみ子 農業委員、私と事務局の菅原主査の3人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

番号1番及び2番の詳細については、事務局から説明があったとおり、排水不良のため盛土し、畑として利用するための耕作条件の改善であり、特に、周辺農地にも影響がないものと確認して参りました。

番号3番、4番の詳細についても、事務局から説明があったとおりであり、盛土し牧草として利用するものであり、現地は北側が低く、施工計画においても特に問題はないものと確認して参りました。

以上、報告いたします。

議長 これで、日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長 日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告します。

第1区の番号1番から5番までの5案件、

第2区の番号6番及び7番の2案件、

第3区の番号8番から13番までの6案件、

合計13案件について、事務局から報告いたします。

事務局 第1区の番号1番、2番は関連があり、高清水地区の双方合意により行う基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号3番は、高清水地区の売買のために行う基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号4番は、一迫地区の農地法による賃貸借権再設定のために行う基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の双方合意により行う基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号6番は、若柳地区の売買のために行う農地法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号7番は、若柳地区の売買のために行う基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号8番は、栗駒地区の売買のために行う農地法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号9番から13番までは、鶯沢地区の借り人の法人化による耕作者変更のために行う農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の5案件、

以上、13案件を説明報告。

議長 これです、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長 日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告します。第3区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局 第3区の番号1番は、鶯沢地区の借り人の法人化による耕作者変更のために行う農地中間管理事業の使用貸借権設定解約の1案件を説明報告。

議長 これです、日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から13番までの13案件を審議します。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の親子間での経営継承のために行う所有権移転贈与の1案件、

番号2番と3番は関連で、築館地区の耕作不便解消のために行う相互間の所有権移転交換の2案件、

番号4番は、築館地区の労力不足のために行う賃貸借権設定の1案件、

番号5番、6番は、高清水地区の労力不足のために行う所有権移転売買の2案件、

番号7番、8番は、一迫地区の労力不足のために行う所有権移転売買の2案件、

番号9番は、一迫地区の親子間での経営継承のために行う所有権移転贈与の1案件、

番号10番は、一迫地区の耕作不便のために行う所有権移転贈与の1案件、

番号11番は、市外の法人による賃貸借の案件で、一迫地区の相手方の規模拡大による経営合理化のために行う賃貸借権設定の1案件、

番号12番と13番は関連で、瀬峰地区の経営を引き継ぐために行う所有権移転贈与と使用貸借権設定の2案件、

以上、13案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

推進委員 議案第1号については、先ほどの3人で書類審査を行いました。

詳細については、事務局が説明したとおりであり、

番号1番から10番まで、12番、13番は、労働力不足、財産処分、親子間の経営継承による贈与、交換、売買等であり、許可にあたっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を緩和しますと、特に問題はないものと判断しました。

番号11番は、仙台市の法人が賃貸借権設定する案件ではありますが、現地を確認しますと、既に酒米用のササニシキが作付けされておりました。許可にあたっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を緩和しますと、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願います。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議 長 はい、1番委員。

1番委員 番号11番、一迫地区の案件であるが、仙台市の法人で既に仙台市等で農地を所有している法人であるとの説明であったが、農業をやれる体制としての営農状態の状況や農機具等の所有状況は、どうなっているのか伺う。

議 長 事務局説明。

事務局 農業法人の構成員は5名であり、その内3名が専門の農業従事者となっている。農機具等機械については、平成29年の設立当時から自己所有し、仙台市周辺で約90aを賃借し、農業に従事している法人である。

議 長 よろしいですか。

1番委員 ざっくりばらんにお聞きしますが、仙台市から来て農業に従事するわけではないと思いますが、その辺はどうなっているのか伺う。

議 長 事務局説明。

事務局 仙台市の農業法人は、今回の貸し人も出資し、構成員となっている法人でありますので、ご理解願います。

議 長 よろしいですか。(了解の声)
他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号14番から19番までの6案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号14番、15番は、若柳地区の労力不足のために行う所有権移転
売買の2案件、

番号16番は、金成地区の労力不足のために行う所有権移転売買の1
案件、

番号17番は、金成地区の親子間の経営継承のために行う所有権移転
贈与の1案件、

番号18番は、金成地区の親子間の経営継承のために行う使用貸借権
設定の1案件、

番号19番は、金成地区の営農型太陽光発電設備を設置するために行
う区分地上権設定の1案件、

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。

議 長 次に、去る7月23日、議席番号19番 佐藤 勝 委員、農地利用
最適化推進委員 熊谷 ゆり 委員及び 千葉 和恵 委員が現地確
認調査を行っておりますので、その結果の報告を、お願いいたします。

それでは、千葉 和恵 推進委員から報告願います。

推進委員 農地法第3条の許可申請について、去る7月23日、農業委員の佐藤
勝 委員、農地利用最適化推進委員の熊谷 ゆり 委員、私と事務局の
千葉主査の4人で、書類審査を行いましたので報告いたします。

只今、事務局が説明したとおりであり、特に問題はないものと確認い
たしましたので、ご審議の程よろしく願います。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、こ
れより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号20番及び21番の2案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事 務 局 番号20番と21番は関連で、栗駒地区の親子間の経営継承のために行う所有権移転贈与の2案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議 長 次に、去る7月23日、議席番号21番 秋山 憲義 委員、農地利用最適化推進委員 佐藤 東一 委員及び 佐藤 憲一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。
それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

推進委員 農地法第3条について、去る7月23日、事務局の千葉主事、秋山 農業委員、佐藤 推進委員、私の4人で書類審査を行いました。
詳細は、事務局が説明したとおりであり、両方とも、親子間の贈与であり、特に問題ないと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての21案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請
についての21案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
第2区の番号1番の1案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事 務 局 番号1番は、金成地区の畑2筆、面積1,879㎡の内、241.3
㎡を転用し、住宅への進入路及び駐車場を整備するものであり、農地区
分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地で取り扱う旨を説明。

議 長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、千葉 和恵 推進委員から報告願います。

推進委員 農地法第4条の許可申請について報告いたします。先ほどの4人で現
地を確認して来ました。
農地区分は、事務局から説明があったとおり第2種農地であり、進入
路も狭く駐車場もない状況となっており、周りにも特に影響はないもの
と確認しました。ご審議の程、よろしく願います。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、こ
れより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について
の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議 長 日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の田1筆、面積16,946㎡のうち、1,000㎡を賃貸借権設定により借り受け一時転用し、市発注の道路改良工事の仮設資機材置場として利用するものであり、農地区分は、農用地区域に該当するが、賃貸借権設定の一時転用であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨を、

番号2番は、高清水地区の田1筆、面積50㎡を所有権移転売買により譲り受け、左官工事業の資材置場として利用するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、既存施設の拡張で敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨を、

以上、2案件を説明。

議 長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員から報告願います。

農業委員 農地法第5条の許可申請について、去る7月23日、小原 最適化推進委員、事務局の菅原主査、私と3人で書類審査及び現地確認を行って参りました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、

番号1番は、牧草地の転作田として適切に管理されており、今回の申

請は、市道改良工事に伴う資材置場の一時転用ということで、隣接者から同意も得ている案件でありますので、転用に当たっては、特に問題はないと確認してまいりました。

番号2番は、左官工事業の資材置場として転用するものであり、現地確認した時には、既に工事を着工していた形跡がありましたが、事務局の指導により工事をストップさせ、始末書も取っている案件でありますので、特に問題はないと確認してまいりました。

以上報告いたします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から10番までの8案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事 務 局 番号3番は、若柳地区の田2筆、面積1,262㎡を所有権移転売買により譲り受け、隣接する宅地と併せて、集団住宅及び物置と駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、都市計画区域の用途指定区域内であるので、第3種農地で取り扱う旨を、

番号4番は、若柳地区の畑1筆、面積398㎡を所有権移転売買により譲り受け、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、生産性の低い小集団の農地であるので、第2種農地で取り扱う旨を、

番号5番は、若柳地区の畑1筆、面積1,034㎡を所有権移転売買により譲り受け、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、生産性の低い小集団の農地であるので、第2種農地で取り扱う旨を、

番号6番は、若柳地区の田1筆、面積1,436㎡を賃貸借権設定により借り受け、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、

農地区分は、生産性の低い小集団の農地であるので、第2種農地で取り扱う旨を、

番号7番は、金成地区の畑1筆、面積472㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用駐車場として社員駐車場を拡張するものであり、農地区分は、生産性の低い小集団の農地であるので、第2種農地で取り扱う旨を、

番号8番は、金成地区の畑1筆、面積44,714㎡の内、124㎡を賃貸借権設定により借り受け、営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、農用地区域内にある農地であるが、営農型太陽光発電設備に係る一時転用であるので、例外規定で取り扱う旨を、

番号9番は、昨年7月に農振除外の許可が出ている案件で、金成地区の田1筆、面積1,022㎡を親子間の使用貸借権設定により借り受け、自営する電気工事業の駐車場及び資材置場として拡張するものであり、農地区分は、生産性の低い小集団の農地であるので、第2種農地で取り扱う旨を、

番号10番は、志波姫地区の畑1筆、面積720㎡を親子間の使用貸借権設定により借り受け、集団住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、第1種農地であるが、集落接続の不許可の例外規定で取り扱う旨を、

以上、8案件を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号19番 佐藤 勝 委員から報告願います。

農業委員 農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。先ほどの4人で現地を確認してまいりました。

番号3番、4番、5番は、所有権移転売買による住宅用地及び業務用地としての案件、

番号6番は、賃貸借権設定による太陽光発電施設の業務用地としての案件、

番号7番は、所有権移転売買による事業用地で、周りは既に譲受人が

取得している状況となっている案件、

番号8番は、農地法第3条許可や農地利用集積計画と関連があり、初めての賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備で、年1回、現地を確認して報告しなければならない義務などのある案件、

番号9番、10番は、親子間の使用貸借権設定による集団住宅及び個人住宅の案件、

以上、特に問題はないものと確認してきましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号11番は、栗駒地区の田1筆、面積447㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、周辺500m地内に小学校等の公共施設があり、第3種農地で取り扱う旨を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

委員 農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

去る7月23日、秋山 憲義農業委員、佐藤 憲一推進委員、事務局の千葉主事、私の4人で書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

番号11番は、住宅街にある何も作付けされていない転作田であり、周辺の農地も、今後、宅地開発が進む地域であると見てきました。転用

にあたっては、特に問題はないものと確認してきましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての11案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての11案件は、原案を可とすることに決しました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議 長 ここで、午後 2時55分まで休憩します。
(休憩 午後 2時42分から2時55分まで)

議 長 それでは、休憩をとり、会議を再開します。

議 長 日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。
初めに、第1区の番号1番から7番までの7案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、高清水地区の所有権移転売買の1案件、
番号2番は、一迫地区の新規による賃貸借権設定の1案件、
番号3番は、一迫地区の新規による農地中間管理事業の賃貸借権設定
の1案件、
番号4番から7番までは、瀬峰地区の法人設立に伴う新規による賃貸
借権設定の4案件、
以上、7案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号8番から11番までの4案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号8番は、若柳地区の所有権移転売買の1案件、
番号9番は、若柳地区の新規による賃貸借権設定の1案件、
番号10番は、農地法第5条で審議した営農型太陽光発電施設の関連
で、金成地区の新規による使用貸借権設定の1案件、
番号11番は、志波姫地区の新規による賃貸借権設定の1案件、
以上、4案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長 はい、1番

1番委員 番号10番について、先ほど第5条の転用で審議された案件でもあり
ますが、今回の賃貸借権設定は、どの部分になるのか伺う。

議 長 事務局説明

事 務 局 今回の利用権設定は、第5条関連で審議した営農型太陽光発電設備のパネル等の支柱で一時転用した残りの面積をするものであり、営農型太陽光発電設備の設置に係る営農を行うため、土地所有者と土地所有者も株主となっている法人と使用貸借権を設定するものである。

議 長 よろしいですか。(了解の声)
その他ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号12番及び13番の2案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事 務 局 番号12番及び13番は、栗駒地区の更新による賃貸借権設定の2案件を説明。

議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第4号の農用地利用集積計画についての13案件は、
原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画についての13
案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議 長 日程第11、議案第5号、農用地利用配分計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 農用地利用配分計画の貸し人は、全て農地中間管理機構となります。
番号1番は、一迫地区の農用地利用集積計画による新規の賃貸借権設定の1案件を説明。

議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号2番から7番までの6案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 農用地利用配分計画の貸し人は、全て農地中間管理機構となります。
番号2番から7番までは、鶯沢地区の第18条第6項合意解約及び使用貸借権解約の借り人の法人格への移行に伴い、再配分計画による新規の賃貸借権設定の6案件を説明。

議 長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、農用地利用配分計画についての7案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号、農用地利用配分計画についての7案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長 日程第12、議案第6号、非農地証明願について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、高清水地区の田2筆、面積3,239㎡、畑1筆、面積3,006㎡、合計6,245㎡、願出地は、昭和40年頃から、耕作道や用水機能もなく、作目不作地のため耕作しておらず原野化しており、今後も農地として復旧見込みがないため、原野に地目変更を願い出たものである旨、

番号2番は、一迫地区の畑4筆、面積3,669㎡、願出地は、昭和60年頃から耕作しておらず原野化し、クヌギを植林した形跡も見られるが、周辺林地と一体化し、現在も境界が分からない状態であるため、原野に地目変更を願い出たものである旨、

番号3番は、瀬峰地区の畑1筆、面積76㎡、願出地は、先々代の大正初期頃から、居宅までの宅道として利用し現在に至っており、宅地に変更するため願い出たものである旨を、

以上、3案件を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員から報告願います。

農業委員 議案第6号の詳細については、只今、事務局から説明があったとおりであり、番号1番は、倒木などにより原野化しており、農地への復元や農地としての機能維持も難しいこと、

番号2番も、クヌギの植栽した形跡など一部見受けられたものの、倒木などにより原野化しており、境界も分からない状況であるので、農地への復元や農地としての機能維持も難しいこと、

番号3番は、畑の一部を舗装し、宅道として利用していることが現地で確認できました。農地として利用していない状況がかなりの年数が経っており、事務局の指導の下、分筆してからの申請であること、

以上、3案件とも許可にあたっては、特に問題はないと判断してまいりましたので報告いたします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号4番は、金成地区の畑1筆、面積228㎡、願出地は、昭和61年12月頃、申請人が経営していた会社の事務所を建築し、現在も、会社は息子に引き継がれ、事務所として利用されており、今回、浄化槽の再設置に伴い発覚したことから、宅地に変更するため願い出たものである旨を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号19番 佐藤 勝 委員から報告願います。

農業委員 非農地証明願いについて報告します。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、

番号4番は、昭和61年頃から事務所として利用しているものであり、浄化槽の再設置に伴い発見した案件であることから、止むを得ないものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号5番の1案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号5番は、鶯沢地区の畑1筆、面積640㎡、願出地は、昭和48年に居宅を建築した際、宅地への接続道を造成し、現在まで利用しているものであり、宅地に変更するため願出たものである旨を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号21番 秋山 憲義 委員から報告願います。

農業委員 非農地証明願いについて報告いたします。
去る7月23日、佐藤 東一推進委員、佐藤 憲一推進委員、事務局の千葉主事、私の4人で現地確認を行ってまいりました。
詳細については、事務局から説明があったとおりであり、申請地の一部は宅道として舗装され、残りも庭として管理されている状況であり、農地に戻すことは不可能と見て参りました。許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、こ

れより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第6号、非農地証明願についての5案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第12、議案第6号、非農地証明願についての5案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。
よって、これで平成30年第7回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。
ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時20分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員